

明治初期の風俗政策と社会心理

南 博

(1) 明治初期の風俗政策と社会心理

「難を先にして易を後にし、先づ人心を改革して次で政會に及ぼし、終に有形の物に至るべし。」福澤諭吉は、『文明論之概略』（明治八年）で、明治の新日本がとるべき道として、最も難しい「全國人民の氣風を一變する」ことから始めれば、「政令法律の改革」もたやすく行われて、「文明の基が立ち」、そうすれば、「衣食住有形の物の如きは自然の勢」で、求めずとも得られるとした。筆者は、かつて、この福澤の近代化方式を、精神改革（先行）論とよび、物質改革（先行）論に對置してみた。¹⁾しかし、明治新政府のとった「文明開化」の文化政策は、易を先にし、難を後にしたかのようである。「衣食住」などが、いち早く洋化されながら、福澤の憂えたように、それらの「有形」の變化、つまり「外より」、「全國人民の氣風を一變する」ことは、とてもできなかった。

た。それは、「政府の命」「宗門の教」によってさえ、たいへん難しいことだからである。

もちろん、福澤は、みずから、だれよりも早く『西洋衣食住』（慶応三年）を書き、外国風俗の紹介でも先駆者であったし、「決して有形の文明を以て到底無用なりとするに非ず」（『文明論之概略』第二章「西洋の文明を目的とする事」岩波文庫版、三一ページ）という態度をとっていた。しかし、当時の「文明開化」が、表面的な西洋風俗のまねに過ぎず、ほんとうの文明開化でないことを痛罵して、「近來我國に行はるゝ西洋流の衣食住を以て文明の徴候と爲す可きや。斷髮の男子に逢てこれを文明の人と云ふ可きや。肉を喰ふ者を見てこれを開化の人と稱す可きや。決して然る可からず」（同右、二八ページ）とした。

福澤は、『学問のすすめ』(十五編、「事物を疑て取捨を斷ずる事」、明治九年八月出版)でも、「開化先生と稱する輩」が西洋文明を無条件にとりいれ、「萬人これに和し」て、「衣食住の細事に至るまでも、悉皆西洋の風を慕ふ」傾向を批判し、その「日本の舊習を厭ふて西洋の事物を信ずるは、全く輕信輕疑」であり、中には、「新の信ずべきものを探り得ずして早く既に舊物を放却し、一身恰も空虚なるが如くにして安心立命の地位を失ひ、之が爲遂には發狂する者」も出るといふ事態を嘆いた。この「雜沓混亂」の最中に居て、よく東西の事物を比較して、「信疑取捨其宜を得」るようにする責に任じるのは、「唯一種我黨の學者あるのみ。」ここに福澤のみずからに課した任務があり、また、自負もあつた。明治初年の現実には、福澤の精神改革(先行)論とは反対の方向に進み、福澤のいう「雜沓混亂」の状況がつづいた。

以下に述べるのは、明治初期に、新政府が風俗洋化を促進するためにとつた文化政策と、その支持者たちによる教化の実情と、その土台にある社会心理の一面である。時期は一応、明治十年までに限り、当時の報道記事と記録を資料としてとりあげることにした。

ここで風俗とよぶのは、衣食住についての生活慣習である。それは、なるほど、福澤のいうように、目で見ることのできる「有形」のものではあるが、同時に、その特定の形式を採用するひとびとの心理を、なんらかの意味で反映するものである。また、逆に、福澤のいう「有形」の、「外」の風俗も、実は、ひとびとの心理に、なんらかの影響を与えることができるはずである。福澤も、「古習の惑蕩」つまり、古い慣習の非実用的な虚飾、たとえば帯刀を廃すること、「西洋に行はるゝ文明の精神を取る」(『文明論の概略』、四四―五ページ)というようなことを考えていた。

明治新政府とその追隨者たちが、風俗の洋化によって、「文明の精神を取る」ことに、どれだけ確信をもつて当ったかは、にわかには判断できない。しかし、新しい社会の発足に当って、とりわけ外国との交際という緊急な問題をひかえ、国民の風俗を改めることが、政治的にも重大な意味を持ってきたという事実は、『東京開化繁昌誌』(明治七年三月刊)の著者、萩原乙彦が、「風俗を正す」ことは「是治國の最大要、風俗不正なる時は、干戈動かざれども亂世なり」としたことばにも、あきらかに

(3) 明治初期の風俗政策と社会心理

あらわれている。それは、国民のひとりひとりまでにまで、一律の風俗を徹底させることによって、社会心理の画一化をはかり、政治的統一を心理の面から補強することにほかならない。

だから、この風俗政策を強行する末端の機関は警察であった。当時の巡査の任務を定めた規則によれば、その第一条が、この風俗のコントロールであった。『東京開化繁昌誌』は、このことを、次のように記している。「就中巡査の規則廿有ヶ條あり、其中に曰く、第一巡査は区内人民の健康權利を保全し、風俗を正すを以て務とす。」

このように、風俗の改変を上から、権力によって進行させるにしても、警察力による統制だけでは不十分であり、民衆がそれを受け入れるだけの心理的な土台もつくる必要がある。そのためには、新風俗のいろいろなモデルを案出し、その魅力によって、国民を心理的に誘導することが工夫された。そのモデル方式は、大きくわけると次の五つになる。

(1) 天皇モデル方式。天皇みずから、身边の風俗を改め、個人の理想モデルをしめす、率先垂範による説得である。

(2) 復古モデル方式。明治以前の風俗をモデルとし、それにたちもどる復古ということで、旧風俗との連続性を説き、心理的抵抗をやわらげる。

(3) 外国モデル方式。外国の風俗を理想的なモデルとして、それに従うことが、「文明開化」であると説く。

(4) 富国強兵モデル方式。富国強兵の理想をモデルとしてかかげ、それに近づくために風俗改変が必要であることを強調する。

(5) 生活合理化モデル方式。国の内外のモデルを問わず、合理的な判断の上に立って、風俗の改良をはからうとする。

もちろん、ひとつの風俗を改めるのに、この五つの方式のいくつかが結合して使われるばあいが多い。また、(1)―(4)までは、もっぱら、国家権力による強制と取締りを背景に持ち、いわば、政治的な、上からの風俗改変のための方式であり、それに対して、(5)の生活合理化方式は、科学的な根拠に立つ、下からの風俗改変である。ただし、(1)―(4)の方式にも、科学的な根拠がないわけではなく、ただ、風俗改変のアピールとして、政治的な要素を、強く打ち出してくるのであ

る。以下、四つの方式について、具体例をみて行くことにする。

(1) 天皇モデル方式。

明治新政府が、天皇を、新しい権力の象徴として国民に印象づけるためにとつた、さまざまの手段のなかで、地方巡幸と、この風俗モデルとは、国民との心理的距離を近づけるための手段として、きわめて有効であつたように思われる。そうして、天皇みずからが、新しい風俗の採用者として、民衆の目に映ることは、明治新政府が、外国に追いつき、追いつくためにとつた洋化政策の推進に、ひとつの社会心理的な役割を演じた。洋化政策の正しさを、民衆に納得させるには、まず、洋化の最も具体的、肉体的な表現である外国風俗を、天皇が率先して身につけるのが、心理的なアピールとしては、有効である。また逆に、欧化の正しさが、国策の他の面たとえは軍備の方面で、しだいに実効を挙げてくれば、外国風俗を、まっ先にとり上げて実行した天皇の「英断」が、国民に印象づけられる。このばあい、英断は「啓蒙」の意味をふくんできて、天皇の、国民統率者としての資格は、さらに高いものとして、国民に承認されるようになる。

る。

明治十年ごろまでは、このような天皇をモデルとした風俗洋化の試みが、つぎつぎに行われ、その度ごとに、いろいろなかたちで、そのニューズが流され、また、天皇のことばとして、風俗にかんする宣言さえ発表されたのである。その試みのなかで、最も早いもののひとつは、明治四年九月、天皇のことばとして発表された洋服採用の宣言であり、ここには、天皇モデル方式だけではなく、のちに述べる復古モデル方式、富国強兵方式との、たくみな結合もみられる。

その勅諭は、次のとおりである。

「朕惟フニ風俗ナル者ハ移換以テ時ノ宜シキニ隨ヒ。國體ナル者不拔以テ其ノ勢ヲ制ス。

今衣冠ノ制中古唐制ニ模倣セシヨリ、流レテ軟弱ノ風ヲナス。朕太ダ慨レ之。夫レ神州武ヲ以テ治ルヤ固ヨリ久シ。天子親ラ之ガ元帥ト爲リ、衆庶以テ其威ヲ仰グ。神武創業、神功征韓ノ如キ決シテ今日ノ風姿ニアラズ。豈一日モ軟弱以テ天下ニ示スベケンヤ。朕今ヤ斷然其服制ヲ更メ、其ノ風俗ヲ一新シ、祖宗以來、尙武ノ國體ヲ立テント欲ス。汝其レ朕ガ意ヲ體セヨ。」

ここで風俗は、国体との関係で政治的にとらえられ、「朕今ヤ斷然其服制ヲ更メ」という決意があらかされる。その風俗は、「中古唐制」によって「軟弱」になったのを、神武、神功の古式にかえすことで、一新する。このばあい、それは、「尙武ノ國體」にふさわしい、軍事的な意味をふくんでいるから、強兵方式も、そこにふくまれてくる。この勅諭では、「中古唐制」による悪影響はいわれているが、積極的に、洋化の意図を表現することはしていない。ここでは、服装よりも、むしろ「服制」としているのは、風俗の普及よりも、制度的な改革を、まずねらったのであるから、洋装そのものが、生活にもたらす利点は、とり上げられなかった。

断髪についても、天皇がそれを実行したということだが、いち早く当時の報道機関にとり上げられている。『新聞雜誌』の明治六年三月八六号は、「本月二十日聖上御断髪遊バサレ候由」と風俗史上に残るこの事件を知らせている。もっとも、これに先立って、「散髪、制服、略制服、禮式之外、脱刀トモ、自今爲勝手旨、御布令」(『太政官日誌』明治四年八月九日)があったが、おそらく散髪の風俗を徹底させるためにも、天皇断髪のパターンが

試みられたのだろう。天皇の断髪が、上層から下層への風俗改変の、大きな推進力となったことは、高見澤茂の『東京開化繁昌誌』(明治七年七月刊)が、その「断髪(附篋頭舖)」の項で、「天皇既ニ髪ヲ断チ賜ヘバ、率土ノ濱ニ至ル迄之ヲ断ゼザルナシ。況ヤ大臣大將以下ノ百官ヲヤ。其他士トナク、農トナク、商トナク、工トナク、皆亦断ゼザルハナシ。」と述べたとおりであったらしい。この著者は、さらにことばをついで、「断髪ハ西洋文明諸國ノ風ナリ、故ニ天子且之ヲ爲ス、何ゾ況ヤ四民オヤ」と、重ねて強調している。ついでながら、この本では、写真撮影についても、全く同様の表現で、「天子且之ヲ寫ス、皇后亦然リ」といい、ここでも、天皇による洋化の率先実行の例があげられている。いづれも、「天子」の英断を讃え、「況ヤ四民オヤ」というかたちで、国民の風俗改変を、激励しているのである。

また、横河秋濤の『開化の入口』(明治六十七年刊)も、「當時今上皇帝様を初め奉り、左右の大臣參議を初め、勅任奏任の御役人様方は、皆断髪にズボン、マンテル」というように、天皇を頂点とし、権力につながる上層階級から順に下に及ぶモデルによる、断髪、洋装の上から

の改変を力説している。

ところで、この断髪は、天皇の率先垂範と、それにづく支配層の追隨によってようやく一般国民にも普及することになるが、それも、まず、地方ごとに、断髪令の告示で当時流布していた誤解をのぞくことから、手をつけなければならなかった。たとえば、明治六年十二月、山形県で出された「断髪令」は次のようなものである。

「管内上下區々の風俗にて、一般平民の中に自ら區別を生じ候様成行、中には、断髪は官員の事にて農商の身には似合しからず様相心得、たま／＼御主意を辨へ断髪者有れば、之を誹り候者も有レ之由、畢竟心得違の筋に付、來一月中限り、管内男子の分は老幼共断髪致候様、村々役人より精々説諭に可レ及候。」

ここで、断髪は「御主意」として、上からの意志の命じるところとされ、それに従わない者には、「説諭」が加えられた。このような風俗の命令的な奨励に対して、地方によっては、単に説諭にとどまらず、違反者を罰するとう、さらにきびしいかたちで強制することさえ行われた。たとえば、当時の『新聞雜誌』（明治六年八月一三一号）は、地方によって、この断髪令を強制する仕方

のちがいを、次のような実例をあげて記し、その不統一を語っている。

「滋賀縣下ニ至テハ十二八九ハ断髪ニナリタリ。其故ハ髪ノアル者ハ月毎ニ何程カ納税イタサセ、學校ノ費ニ充テタキトノ許可ヲ得テ、區戸長ヨリ令セシ故、余義ナク断髪ノ者多シ。又愛知縣下ニテハ悉皆断髪ノ嚴令之アリ、遷卒處々ニ出張、往來半髪ノ者ヲ見受レバ生國住所ヲ糺シ、管内ノ者ナレバ理解ノ上、直ニ髪ヲ断トノコト故、十ガ十迄断髪ナリ。又三重縣下ハ滋賀愛知ノ間ナル故ヤ十二三四迄ハ断髪ナリ。濱松縣以東ハ近ヨル程、半髪、野郎、ヘツ、ヒアタマ抔多クナリ、御政體上ハ一途ノ譯ナルベキニ官吏ノ着目スル所前後アルハ又イカナル故ナランカト咄セシ人アリ。」（『新聞雜誌』明治六年八月一三一号）

このように、風俗の改変が、上からの「嚴命」によって、ようやく徹底した地方もあれば、また、次にあげる京都のように、命令を待たずに、自発的に断髪して、同時代者からその進歩性を賞讃された例もある。

「大阪ヨリ來リシ人ノ話ニ、此頃西京ニテ坊間往來ノ人ヲ見ルニ、新ニ圓顛ニナリタル者夥シ。右ハ阪府断髪

(7) 明治初期の風俗政策と社会心理

ノ布令ヲ聞キ市民一同奮起シ、發令ヲ待ズ我勝ニト綠髮ヲ截斷シ、之カ爲メ大阪神戸ノ洋品店ニ在シ帽子一時ニ賣盡シタリト。全體京人ハ速カニ善ニ遷ルノ美質アリト。『新聞雜誌』明治五年十一月六七号)

天皇モデルによる風俗の改交は、食生活にもみられる。それは、獸肉食、とくに牛肉食の試みであり、幕末までは、主として薬用とされて、あまり、公然とは日常の食卓に上らなかつたものである。天皇の肉食については、『新聞雜誌』(明治五年一月二六号)に、つぎの記事がある。

「我が朝ニテハ中古以來肉食ヲ禁ゼラレシニ、恐多クモ、天皇無レ謂儀ニ思召シ、自今肉食ヲ遊バサルル旨宮内ニテ御定メ之アリタリト云。」ここにも、天皇が、肉食の禁を「謂レ無キ儀」として、その非合理を改めるといふ「英斷」が語られている。

そうして、「肉食ノ開クルヤ、上ハ大臣ヲ始メ下民ノ吾々迄、之ヲ嗜ム」(『新聞雜誌』明治七年十一月三四三号)というように、やはり上から下への風俗の伝達がおこつた。牛肉店のスケッチで有名な『安愚樂鍋』(明治四年)の作者である仮名垣魯文も、その編集になる雑誌『魯文

珍報』(明治十年)に、天皇の肉食について、次のように述べている。「是上天子ノ御膳ニ供シ、下人力車夫ノ立食ニ至ル迄、上下ノ社會ニ論ナク、唯牛肉ヲ貴ビ、是ヲ食スルハ日一日ヨリ盛ナリ。」ここでも、天皇が肉食の風俗モデルとされている。なお、牛乳も「宮内省へ御買上ニ相成、主上日々兩度宛、御服用遊サル、由」(『新聞雜誌』明治四年十一月一九号)と報道された。

住生活の洋化にかんしても、前記『開化の入口』は、その促進を天皇の命令として民衆に伝えている。

「乃今度天朝の御嚴命には、家も西洋造りにするがよし、晝は椅子にかゝりて用事を賄ひ、夜は床に上がつて寢が天理に叶た人間の行ひじやと御布告が有ることだ。」官庁では明治四年八月以來椅子を使うようになった。また十二月から靴で宮城内入口の昇降ができるようになった。これが民間には、『御嚴命』のかたちで伝わるのである。

右のように風俗改交の天皇モデルは、それが、国民に對して持つ心理的影響の大きなことを、十分、計算に入れており、それだからこそ、その実施に當っては、天皇の側近が、保守的な洋化反對論を押し切つて決行しなけ

ればならなかった。当時天皇側近の重臣で、このような風俗洋化政策を採用することに賛成したのは、旧公卿の太政大臣三條實美と右大臣岩倉具視であり、これに対して、強硬に反対したのが、旧薩摩藩主で左大臣となった島津久光である。彼は、明治五年六月二十八日に、天皇に「至尊御學問ノ事」以下十四ヶ条にわたる意見書を出したが、その第三条は、「定服制嚴容貌事」という項目で、服装の洋化を次のように排撃している。(以下、引用は、『島津久光公實紀』明治四三年、卷七、卷八による。)

「服制容貌ハ内外ノ辨ヲ嚴ニシ貴賤ノ等ヲ分ツ所以ニシテ王政ノ要典治國ノ大經最モ忽ニスヘカラス今ヤ悉舊典ヲ破リ貴賤等ナク内外分ナキノミナラス上下一班西洋ノ冠履ヲ用テ恥トセス禮制淆亂シテ先王ノ大經大法蕩然磨滅スルニ至ル慨嘆ニ堪ヘケンヤ是ヲ以更ニ舊法ニ依リ適宜ノ服制ヲ定メ貴賤ノ容貌ヲ正シ嚴ニ洋服ヲ禁シ上朝廷ヨリ下閭巷ニ至ルマテ皇國ノ皇國タル本色ヲ明ニスベキナリ。」

島津の洋化反対は、意見書の第六条「謹外國交際審可辨彼我之分事」で、「今ヤ皇威既ニ衰ヘ西洋勢ヒ猖獗競ニ都下ニ雜居」する有様を嘆じ、このままでは、「萬古

不易之皇統モ共和政治之惡弊ニ被爲陷終ニハ洋夷之屬國」になるという立場に立っていた。この意見書は、けっきょく取り上げられず、二年たつて、明治七年五月二十三日、島津は右大臣岩倉具視、太政大臣三條實美の二人に、二十ヶ条の質問を投げかけ、回答を迫った。そのなかで、風俗の洋化については、第一条「先王ノ法服ヲ洋服ニ改ラル、事」につづいて、二、「太陽曆ト稱シ西洋ノ正朔ヲ用ラル、事」、三、「玉座ヲ奉始總テ洋風ヲ摸擬セラル、事」、四、「各省ニ洋人ヲ雇ヒ彼ノ教示ヲ受クル事」十、「學校ノ規則洋風基本トセラル、事」、十三、「兵制洋式ヲ用ラル、事」、十六、「邪宗ノ蔓衍ヲ防カサル事」、十七、「外國人ト婚姻ヲ被許事」、二十、「散髪脱刀ノ洋風ヲ重シ束髮帶刀ノ御國風ヲ賤ム事」の項目があった。

この島津左大臣の質問二十ヶ条に対しては、岩倉具視が、附箋で、一条ごとに回答したが、まず、第一条から第四条については、「方今更始一新ノ際、歐米諸國ノ美事良法御採用ノ趣意ニテ、追々御着手ニモ相成候儀ニ付、今更復舊之儀ハ難被行儀ト存候」と、はっきり拒否しており、十三についても、「兵制ノ變革亦時勢ノ然ラ

シムル處歐洲ノ兵制極テ良制タリ仍テ採用セラル、所也」とした。しかし、十六については「外宗ノ蔓衍元ヨリ所好ニ非ス豫防ノ良策御見込有之候ハ、御詮議可有之候」といったが、十七については、「外國婚姻ノ義ハ開國ノ規模開カセラル候上相拒候義ハ到底難改道理ニ候事」と、答えている。そうして、最後の「散髪脱刀ノ洋風」については、風俗洋化の原則を、「風俗ノ變革時世ノ然ラシムル所勢不得止モノニ付難被復事ニ存候」と、はっきり表明した。

この附箋にあらわれた風俗洋化の主張は、最後の「勢不得止」とあるように、新政府の政策上やむを得ない改革であり、それだからこそ、上からの命令で、早急の實現に努力しなければならなかったのである。この点を、岩倉は、のちに、彼自身の『修史意見書』（明治十六年三月）で次のように表現した。「按ズルニ、維新ノ際、民情固陋ニ陥リ、只管攘夷ヲ以テ輿論トス。若シ西洋ノ事情ヲ明ラカニシ、智見ヲ聞キ、其説ヲ改メシムルニ非レバ、國家實ニ危殆ニ傾向アリ。是ニ於テ鋭意西説ヲ用キテ其鎖國ノ民情ヲ開達セント、大ニ外邦ノ文明ヲ輸入スルヲ以テ、其所益多シト雖モ、弊害亦甚ダ尠カラズ。是レ枉

ヲ矯テ直ニ過ルモノ、勢ノ已ムヲ得ザル所ニシテ、亦後日爲政ノ龜鑑タリトス。」（番町老人「明治修史事業の回顧」四、『歴史地理』大正十二年四一巻一號、六七ページ）

右のように岩倉によれば、風俗にかぎらず、洋化には、必要悪のような部分があふくまれていたのであり、そういう危険性があるからこそ、一挙に上からの伝達で、民衆に徹底させる政策がとられた。それは、風俗の洋化を、はじめから政治的に統制することで、それが行き過ぎにならぬように工夫しようとしたのだから。そのためにも、天皇モデルは、洋化の率先垂範であると同時に、洋化が、政治上の、とりわけ国際政治上の要請であることを徹底させるための手段でもあったと思う。

もっとも、青年であった天皇自身が、洋化に積極的であったということもあろう。すでに、明治三年十月には、マンテルを調達、その後明治四年九月宮中での洋服使用を侍従に勅する、などのことがあり、自分も、一日中、軍服あるいはフロックコートを着用していたといわれる。だから、岩倉がおそれていた行き過ぎは、かえって天皇自身の洋化趣味に、いちばん早くあらわれたといえるかもしれない。天皇は、明治八年四月十五日に、直

接、島津に対して服装の洋化について答えている。「…公ヲ玉座ノ下ニ召シ勅諭シテ曰ク汝前日ノ建言十四條中其服制ハ故アリ採納シ難シト公伏シテ奏ス服制ハ臣カ上ル所條中ノ本幹ナリ。」このように島津は、天皇のこゝとばに對し服装の洋化という問題が、意見書の「本幹」であるとして、重ねて強調した。これに對し、こえて七月三十一日、天皇は、「服制ノ件ハ猶ホ熟考スヘシ」と保留している。島津は、更に翌八月に、三條太政大臣を批判する旨の意見書を出し、「陛下今日臣カ言ヲ用テ實美ヲ黜ケ給ハスハ皇國ハ終ニ西洋各國ノ奴隸タランコト鏡ニ懸テ見ルカ如シ」と極言した。

右のように、洋服の採用をはじめとする風俗の洋化政策については、太政大臣、右大臣と左大臣とのあいだに深刻な争いがおこったほどであるが、時勢は、洋化の一途を突き進むようになる。そこには、新奇を好む流行心理が、上下ともにみなぎっていたことも争えない事実である。⁽⁴⁾しかし、洋化の必要性を、一般の民衆に納得させるためには、天皇モデルだけでは、不十分である。そこで、それを補強するモデルとして工夫されたのが、復古モデルである。

(2) 復古モデル。

天皇モデルに密接な関係のあるのは、「王政復古」のスローガンで王政と直接結びついていた、「復古」の觀念である。そこで復古を、風俗洋化の根柢にすることが工夫される。それは、古代の風俗を理想とし、中世以後に失われたその風俗を復古させれば、おのずから洋風に合致するという論理である。そうして、この風俗が、実は古代からつづいている天皇家によって、はじめて復活されるというのである。こうして、天皇モデルは直接復古モデルにつながることになる。たとえば、断髪について、「日本は、皇帝様や雲上方は、今の今までも昔の風を其儘に、惣髮でおいでなされた」(加藤祐一『文明開化』明治六―七年)とした。肉食についても、むかしから天皇は肉食していたという故事をひいて、肉食は、神道では許されており、仏教が入ってから禁じられたという説を持ち出しているひともあった。

しかし、復古モデルは、天皇モデルと結びつかないかたちでも利用された。それは、古代の風俗が中世以後の乱世によって失われたとか、仏教の影響で神道の風俗がすたれてしまったとか、あるいは、古代までさかのぼら

ず、数百年前までの風俗が衰えたというようなことを前提とし、その失われたものを復活することが、結果としては洋化と一致すると説く。明治六年一月長崎県の断髪告諭に「我國昔は士農工商とも、皆蓄髪にして冠を頂きたる風俗なるも、中古亂世の久しく續きしころ、何の辨へもなく、其大切な頭を覆ひし毛髪を剃落し、冠もいつか廢し」とあり、また前出『文明開化』の著者のように、断髪が、決して外国の模倣ではなく、むしろ古代に学ぶことであるとして、積極的な復古モデルの方式を押し出してくるばあいもある。「第一、散髪になるのを、外國人の眞似ぢやと思ふは大きな了簡違ひぢや、散髪になるは、日本のいにしへに習ふのぢや、神代はもとより、散髪はあたり前の事。」(『文明開化』)ここで復古モデルは、洋化を、もっぱら復古の方に引きつけて説かれている。同じ著者は、帽子についても、「やはり二三百年前迄は農工商ともに、烏帽子は冠つて居たものぢや」と語っている。このように断髪も、帽子も、上流社会だけでなく、「農工商」の各層にわたって用いられていたという論法が使われ、天皇モデル方式とは離れてくる。

次に、肉食についても、『文明開化』には、「都て肉類

を忌むは、佛法から移つた事で、我が神の道には、其様な事はない」(初篇、上巻)といい、「神の道」の風俗が、洋風と一致することを主張した。

しかし、復古モデル方式は、けっきょく、むかしのよい風俗にもどることが、結果的には洋化と一致するのだという以上、洋風がやはりよいものであり、外国の風俗を、積極的に採用する必要があることも、同時に強調されるようになる。そこで、復古モデル方式は、次に述べる外国モデル方式に結びついてくる。復古モデル方式が、日本古来の美点をあげればあげるほど、それと一致する外国風俗もモデルとして賞揚しなければならぬ、という矛盾におちいるのである。

(3) 外国モデル方式。

この外国モデル方式は、二つの方向に分けられる。ひとつは積極論であり、もうひとつは消極論である。この積極論は、外国風俗の優秀性を、よい手本としている。これを、(a) 積極的モデル方式とよぶ。これに対し、消極論は、外国に対して恥ずかしいから日本の悪い風俗をなくそうという(b) 消極的なモデル方式である。

(a) 積極的モデル方式。外国の風俗を、日本の風俗

とくらべ、その合理性による優越を承認して、そのモデルを採用しようとする態度である。幕末以来の洋学が主張してきた外国文化の優秀性を認識する進歩的な見解に立つ。「よい事は西洋人のすることでも、支那人のすることでも、真似るがよい」(前出『文明開化』)のである。

もちろん、この積極的な外国モデル方式でも、その合理性だけを説くのではなく、前にもふれたように、それを復古モデルと結びつけることも、しばしば、こころみられている。「文明開化」の服装を論じた個所でも、外国風俗の合理性、実用性が説かれるが、それも三百年ばかり前まで日本でも行われた風俗に、一致するとされた。「裁附や股引バツチは、とりも直さず、外國人のはいてゐるものと同じやうなものぢや、外國人は實用を専らとすることぢやによつて、情弱な形などはせぬことで、日本も、三百年ばかりの前へ立戻つたら、外國人に笑はるゝやうな風俗ではなかつたのぢや。」

右のような、外国風俗と復古モデルとの一致という立場からみれば、風俗の良否を判定する基準は、それが、外国でも行われているか、または日本の過去の風俗にあったか、というところに立てられる。たとえば明治五年

三月(三五号)の『新聞雜誌』には次の記事がある。「近頃府下ニテ往々女子ノ斷髮スル者アリ、固ヨリ我古俗ニモアラズ、又西洋文化ノ諸國ニモ未ダ曾テ見ザルコトニシテ、其ノ醜態陋風、見ルニ忍ビズ、女子ハ柔順溫和ヲ以テ主トスル者ナレバ、髮ヲ長クシテ飾ヲ用ユルコソ萬國ノ通俗ナルヲイカナル主意ニヤ、アタラ黒髮ヲ切捨テ開化ノ姿トカ色氣ヲ離ルルトカ思ヒテ、スマシ顔ナルハ實ニ片腹痛キ業ナリ。」このように、女子の断髪は、「古俗」、「西洋文化」、「萬國ノ通俗」という、三つの基準に照らして判断され、「開化ノ姿」の思いちがい批判されているのである。

食生活については、外国人のいう栄養学的な根拠に立って、その改善が説かれた。「外國人の説」は、しばしば、ひとつの權威として利用されている。

「外國人の説ニ、日本人ハ性質統テ智巧ナレドモ、根氣甚乏シ、是肉食セザルニ因レリ、然レ雖老成ノ者、今俄ニ肉食シタレバトテ急ニ其驗アルニモ非ズ、小兒ノ内ヨリ牛乳等ヲ以テ養ヒ立テナバ、自然根氣ヲ増シ身體モ隨テ强健ナルベシト。」(『新聞雜誌』明治四年五月一号)

積極的な外国モデル方式は、また、帰朝者の談話によ

って權威づけられる。衣食住にかぎらず、国旗掲揚の儀礼なども、この一例である。

「洋行歸朝人の雑話、歐米諸州にては、國家の大禮日或は海外珍客の馳走等に諸人各門戸に其國旗章を掲げて之を祝するなり。」(『新聞心得草』明治六年二月六号)

しかし、右のような方式は、国民にとって縁の遠い外国で行われている風俗をモデルにせよ、ということであり、身近に感じさせる説得力を持たない。それに対して、国民の日常経験する範囲内で、外国あるいは外人との比較という面から、風俗の改革をはかろうとする方式が、次に述べる、消極的な外国モデル方式である。

(b) 消極的モデル方式。このなかには、旧来の風俗を改めるのに、それが外国(外人)に対して無礼であり、恥であるという(i)国辱回避方式と、風俗の面でも日本が外国に劣らぬようにしなければならぬという(ii)国威宣揚方式とがふくまれる。

(i) 国辱回避方式。この方式は、二つのかたちをとってあらわれる。第一は、日本人の風俗のなかで、外国人に見られては恥になるとして、そのような無作法なものを止めるようにすることである。第二は、日本人が、外国

の風俗をまだ採用していないのを、「未開」として恥じることである。この国辱に訴えるという方式は、実に広汎に使われており、開国によってはじめて外人に接した国民の社会心理のなかにある、外人に対する一種の「人見知り」的な羞恥心に、たくみにアピールしたように思われる。これは、当時、しばしばおこった外人殺傷事件にもかかわらず、一般国民のあいだには、外人に対する好奇心や好意とまじった羞恥心が、かなり強くはたらいていたためではないだろうか。

この方式は、外国の科学・技術・産業の成果だけを文明開化と考えやすかった国民に対して、風俗の面でも、外国に対して目をひらくことをすすめる工夫として、きわめて有効であった。外国(とくにアメリカ)の生活慣習を紹介した、外人との交際の参考書として書かれた『西俗一覽』(明治二年)の序に、「然るに世の人多くは彼の器物に意をよするのみにて、かれの人情風俗に心を留むるもの少なし」とあるとおり、文明開化も風俗面の進歩をとまなわなければ、「中外一家四海兄弟」(同右)の交際は、スムーズに行かないからである。

そこで、まず改めるべきことは、前にあげた、外人に

対する好奇心の行き過ぎであった。明治三年十月十七日付、府藩県への布告には、「外國人通行之節、往來見物イタシ候儀ハ不苦候エ共、彼方ニテハ高官ノ者モ手輕ニ旅行イタシ且彼我之禮義モカハリ候儀ニ付、在々ノ人民ニ於テハ殊更外國人之情態ヲモ熟知セザルユエ、不作法等之儀有之候ニハ不相濟儀ニ付、地方官ニテ屹度取締可致事」とあり、外人を「見物」することは差支えないが、「不作法」はいけなしいとした。この不作法は、次の東京府達（明治四年一月二十九日）にみるように、個人の恥よりも、国辱としてきびしく取締られる。「府下賤民共衣類不著裸體ニテ稼方致シ、或ハ湯屋へ出入候者モ間々有之、右ハ一般ノ風習ニテ御國人ハ左程相輕シメ不申候得共、外國ニ於テハ、甚ダ之ヲ鄙ミ候ヨリ、銘々大ナル耻辱ト相心得、我ガ肌ヲ顯シ候事ハ一切無之由、然ルニ外國ノ御交際追々盛ニ相成リ、府下ノ義ハ別而外國人ノ往來モ繁ク候處、右様見苦敷風習此儘置候テハ、御國體ニモ相拘リ候ニ付、自今賤民タリトモ、決シテ裸體不相成候」というように、裸体は、「御國體」にかかわる恥とされた。同様に、立小便も、「甚不作法至極、外國人へ對し候ては別而恥入候義に付以來右様の儀、決而無

之様可仕」（『もしほ草』明治元年九月二十三日、第二五篇）と禁じられた。このばあいにも、外人に対しては「別而恥入」と強調しているのが、特徴的である。同様に、明治二年六月七日の公議所會議に出された議案「身體へ黥スルヲ禁之儀」に付する備中浅尾議員の堺和鐘藏の意見として「俗ニ鳶ノ者、駕籠舁、渡リ中間ト唱ル者、元來無智ナレハ父母ニ受得タル身體ノ大切ナルヲ知ラス裸體ヲ榮トシ膚ニ人物花鳥ノ黥ヲナシ自ラ傷ルハ慙ムヘシ且外國人ニ對シ甚恥ベキ事也。」（『公議所日誌』明治二年第十九号）とあるのも、同様である。

国辱論は、風紀問題についても適用された。売春制度の存在は、その一例である。『明六雜誌』（明治八年十月四二号）にのった津田真道の「廢娼論」は、「今ニシテ娼妓ヲ廢セズンバ二千五百有餘年ノ久シキ未ダ會テ外國ノ侮辱ヲ受ケザル、堂々タル我大日本帝國モ永ク其獨立ノ國體ヲ維持センコト豈危殆ナラズヤ。夫レ今ノ時ハ所謂文明富強ノ各國ト交際ヲ爲サズルヲ得ザルノ時ナリ。」と、売春を国辱とし、その禁止が国体の維持にとって必要であると論じた。この風紀問題は芸術の分野にも及び、歌舞伎については、「貴人及ビ外國人」が「追々見物ニ相

成候ニ付テハ淫ボンノ媒トナリ、親子相對シテ見ルニ忍ビザル」ものは禁じるといふ告諭が出た。(『東京日々新聞』明治五年二月二十二日)さらに、五月には、「今般音楽歌舞の類教部省管轄ノ命アリテ本月十八日ヨリ、芝居三座ノ太夫元、狂言作者、義太夫節、豊後、新内ノ家元、或ハ琴ヲ調ノ盲人迄同省へ御呼出シ相成、夫々業道ノ儀御糺問相成タル由ヲ聞ケリ、寔ニ開化進歩ノ今日サモアルベキ事ト深ク感銘セリ。」(『東京日日新聞』五月二十五日)という記事がみられる。この記事はつづいて、伝統芸術が国辱になることをおそれていた記者の註として「況ヤ外國人ノ聞トキハ之ヲ以テ國風國習トナシ、人心一般ノ好ム所ナラント嘲リヲ免レズ、余輩朝暮コレヲ憂ヒシガ、今日幸ヒニ教部省ノ管ヲ蒙ル上ハ、聲曲ノ道一變シ、自然開化ノ域ニ趣クベキ唱歌ニ御注意アルベシト竊ニ雀躍セル所ナリ。」と喜んでゐる。

伝統芸術が、明治維新後、「貴人」、「外國人」に見せるには、「低級」であるから、これを「改良」しなければならぬという考え方は、文明開化のはきちがえであったが、それは、上からの文化政策のあらわれとしては当然であった。明治初年以來、しばしば行われた、「天覽」

による伝統芸術の「昇格」は、歌舞伎のばあいには、最も典型的なかたちであらわれ、その芸術性は、「改良」の名のもとに失われた。明治の新しい上層階級と外人に鑑賞されるための「昇格」は、文明開化と外国崇拜の、最も不幸な結合であった。

次に、外国の風俗を、まだ採用していない「未開」の状態を国辱とする考え方をみよう。

たとえば、前出『文明開化』(初篇上巻)の「帽子はかならず着べき道理」の項には、「各國の人が、夫々帽子を冠つて居るが、あれは誠によい事で、凡何も冠りものをせぬは日本ばかりで、各國に對して恥かしい事である。」といい、また明治六年七月、東京府廳から、「府下湯屋仲間」へ、「凡八九十度バカリヨリ熱キ湯ニ入ルマジク、湯屋ノ者モ熱キ湯ヲススメマジキ者也」という布達があり、その理由に、「日本人ノ熱湯ニ入ルハ……是は全心得違ノ事ニテ、毎々西洋人ノ笑ヲ受クルコト多カリシ」といっている(『新聞雜誌』明治六年七月一二〇号)。

右のような風俗の外国モデルは、大部分、合理的な根拠を持っているが、それにしても、一々、外国あるいは外人を権威のあるモデルにしなければならぬ必要性は

認められない。だから、当時の日本人のなかにも、戯作者梅亭金鷲のように、ぬるい湯に入ることは、なにも外人に教えられなくても、日本でもむかしからやっていると反撥するひともいた。「西洋人みな温き湯に入るを以て西洋人に真似ぬるき湯を用ゆると思ふは非がこと也素より西洋人は究理學を好めば熱き湯の身に害あることを知る故ぬるま湯を遣ふ日本人と雖も又然り故に貝原氏夙に此戒めあり豈是しきの理を西洋人に習んや」(『教訓洗湯論』明治六年(？)梅亭金鷲は、幕末の戯作者であり、新政府に対しては批判的な反動家として、西洋心酔を苦しく思っていたひとだから、右の反ばくも当然である。しかし、当時の文明開化が、無意味な外国の模倣と追隨に走ってしまう傾向について、もっと客観的に、その原因から追究して行った福澤諭吉や小幡篤次郎の批判は、日本文化論の重要な貢献として、今日でも、大きな意義をもっている。

福澤は、『文明論の概略』で、日本には「新に憂ふ可き病」が生じたといい、その病名を「外國交際」と呼んだ。福澤は、当時「人民同権の説」を唱えるひとは多いのに、「外國の交際に就ては此同権の説を唱る者」が少

ない、といい、「我日本に於ける外國交際の性質は、理財上に論ずるも權義上に論ずるも至困至難の大事件にして、國命貴要の部分に犯したる痼疾と云ふ可し。而して此痼疾は我全國の人民一般の所患なれば、人民一般にて自から其療法を求めざる可らず。」(二五三ページ)と、警告を発しているのである。

福澤は、まず、この「外國交際」という病気の症状について、小幡篤次郎の論文(『民間雜誌』第八篇、明治八年)を引用する。「試に都下の景況を見よ。馬に騎し車に乗て意氣揚々、人を避けしむる者は、多くは是れ洋外の人なり。偶たまま邏卒たまたなり行人なり、或は御者車夫の徒なり、之と口論を生ずることあれば、洋人は傍に人なきが如く、手以て打ち足^た以て蹴るも、怯弱卑屈の人民これに應ずるの氣力なく、外人如何とす可らずとて、怒を吞て訴訟の庭に往かざる者も亦少なからず。」(二四五ページ)福澤は、さらに、小幡が、外人に対して何故日本人が卑屈になるかという原因の一端について述べたところを引用する。「外人は既に斯の如き勢力を蓄へ、又財貨饒ゆたかなる國より財貨乏しき國に來て其費用する所多きがため、利に走るの徒は皆争て之に媚を獻じ、以て其囊中を滿た

さんとす。故に外人の到る所は温泉場も宿驛も茶亭も酒店も一種輕薄の人情を醸成し、事理の曲直を顧みずして錢の多寡を問ひ、既に傍若無人なる外人をして益其傲慢を逞ふせしむるが如きは、一見以て厭惡するに堪へたりと。(二四六ページ)

福澤は、この長い引用のあとに、小幡の議論を「眞に余が心を得たるもの」といい、自分の意見として、「外國に對して既に同權の旨を失ひ、之に注意する者あらざれば、我國民の品行は日に卑屈に赴かざるを得ざるなり」と断言した。さらに、外國との「交際愈盛なれば世の文明も共に進歩す可しとて、之を喜ぶ者なきに非ざれども其文明と名るものは唯外形の體裁のみ。固より余輩の願ふ所に非ず」というのが福澤の立場であった。それは、ひっきょう、「我日本は文明の生國に非ずして、其寄留地と云ふ可きのみ」といい、けっきょく、「全國人民の間に一片の獨立心あらざれば文明も我國の用を爲さず」とした、獨立國家の要請につながるのである。最初に述べたように、福澤は、物質と風俗の革命が先行して、獨立自尊の精神革命が立ちおくれたところに、洋化の基本的な欠陥があることを見抜いたから、「この商賣

の景氣、この文明の觀は、國の貧を招て永き年月の後に必ず自國の獨立を害す可きものなり」と予言できた。

右のように、福澤では、文明は、國家の獨立に、従つてまた、富國強兵にも結びついてくる。そうして福澤のいう富國とは、「衣食住」の「奢侈快樂の自由なるもの」であり、「經世家の目的」は、國民に与える「奢侈快樂の量」を豊かにすることにある(「奢侈の獎勵」)。ここで福澤は、奢侈快樂を、そのまま文明開化と結びつけてはいないが、当時、文明開化を質素と対照し、華美を「開化風」とする考え方も出てきた。ここには、その一例として、岡三慶の『今昔競』(明治七年)中の、「質素と開化風」という項目を引用しておく。「水野氏の改革は絶て國に益なくして、反て民害となりし故を以て、天下年ならず、再び開化風に復して、人民一般に華美を旨とする世界とはなりぬ。且夫開港以後は天下の人の開化進歩の銳き、陸蒸氣の走るよりも早くありし故、今となりては、世人彌益に美麗を好む様になり、禰子も釋氏も、羅紗や、羅縞を常衣となす世界となり、」

右のように、風俗の洋化は、奢侈あるいは華美とも結びつけられるが、それは、福澤のいう富國の思想と、

必ずしも一致はしない。しかし、洋化を、けっきょく富国強兵の道につながっているという意味で支持する富国強兵方式もある。

(4) 富国強兵方式。

天皇モデル方式の例としてあげた、服制にかんする勅諭は、その項でふれたように、富国強兵方式も、はっきりと打ち出している。そこでは、「衣冠ノ制」が、唐制を模倣してから「軟弱ノ風」となったのを改め、「尙武ノ國體ヲ立テ」ることが宣言された。これは、洋化の理由に強兵を、前面に押し出したものである。その通り、洋化は、軍服の制定からはじめられたのであり、これが、強兵策の一環として工夫されたことは事実である。それだけに、軍服洋化の強行は、断髪、脱刀とともに、反動者の怨みの的になり、大村益次郎の暗殺を招いた。もっとも、この富国強兵を風俗洋化に結びつける議論は、当時の国民には、受けとりにくいものであったかもしれない。富国強兵は、けっきょく経済的に諸外国に追いつき追いこすこと、さらに、外国に対して軍事的にも優越の位置を占めることを目標とするのであり、その目標達成に、風俗洋化がどうして貢献できるか、というこ

とは、単純な議論で割り切れないからである。しかし、富国強兵を風俗化に結びつける試みは、明治のはじめに、協救社という養豚組合のような事業を起した角田米二郎が、そのパンフレット「協救衍義」(明治二年)で述べた肉食による富国強兵論にあらわれている。それによると、「天津齋庭ノ水穂ハ、我、天皇ヲ始メ奉リ、大人君子ノ常食也、然ルニ不幸ニシテ飢饉アル時ハ、中人以下食牛食鶏羊豚ヲ食シテ、五穀ヲ以テ大人君子ノ食料ニ獻センニハ大ナル患ナカルベシ。」

つまり、天皇や大人君子は、米を常食とし、民衆は、飢饉のときには、肉食すること、がまんするというのである。さらに、民衆が、「肉食を以て養を助け人身を強建ならしむるは兵を強くするの道、米穀餘りあらしむるは國を富すの理」であると、富国強兵方式を唱えた。これほど、はっきりしたかたちで、風俗洋化による富国強兵策を説いた例は見当らない。ただし、悪い風俗が、富国強兵を妨げるといふ議論としては、前出、津田真道の「廢娼論」に、「今夫レ無智ノ小民娼妓ノ爲ニ惑溺シ家産ヲ蕩盡シテ……國何ヲ以テ貧シカラズ兵何ヲ以テ弱カラザルヲ得ンヤ」といっている例もある。

しかし、富国強兵方式は、けっきょく、外国風俗の合理性ということに着目しなければ、その主張も裏づけられない。このように風俗洋化を、合理性に結びつけるのが、生活合理化方式である。

(5) 生活合理化方式。

いままであげた四つの方式は、いずれも、洋化を、国内あるいは外国の権力権威、と結びつけようとしている。それを、権威主義的方式とすれば、この生活合理化方式は、合理主義的方式である。実際、衣食住のすべてにわたって、風俗の洋化は、大部分はそのまま生活の合理化につながるものであった。

この合理化方式では、まず、古い風俗の非合理的なところが説かれた。たとえば、断髪をすすめる理由として、「元來天然に生へてゐる毛を剃りこぼつといふは、理にかなはぬ事」(前出『文明開化』)とされる。そうして、「開けし眼より視れば、髪形などは、いづれにても宜ものにて、畢竟便利こそ、人の主意とすべきものならん歟。予が如き便利と開化とを一齊に嗜好む者は、盡く西洋の風に化し断髪となりし」(前出『今昔競』)というように「便利と開化」を結びつけて説くひともあった。

この合理化モデル方式で、もうひとつ大切なことは、それが合理性を、風俗改良の基準としている以上、洋化についても、盲従を避けて、日本人の生活にマッチしたもののだけを採用し、あるいは、洋風と日本式を総合して、新しい風俗をつくり出そうとする工夫が、すすめられていくことである。

右のような立場は、加藤裕一の『文明開化』に、はっきり打ち出されている。それは、前に引用した福澤諭吉の「事物を疑て取捨を断ずる」心がまえで、外国風俗の批判的なとり入れを旨ざした考え方であった。彼はいう。「尤も、外國人のする事とても、よいことばかりではない、わるいこともある故、なんでもかでも外國の眞似しようとはかりおもはないで、よいことばかりを採つて此方の便利にするがよい。婦人の風などは、西洋風はよろしくない、袴のやうなもの、裾に褌をつけて、出這入のむづかしいも、なんの爲やらわからず、胴中を縫つて細くするも、天性を害するので、究理の國には不似合なこと。」このように、彼は、「西洋めかしたがる」傾向を批判して、「丁度中道を得た文明開化の人は、さて少ない事でござる」と嘆じた。「西洋めかす」文明開化は

明治初期、先進諸国の重圧のもとで、屈辱的な外交政策しかとり得なかった日本の、不幸な、しかし、やむを得ない外国追隨の副産物であった。そして、加藤のことは、さらに、福澤や小幡のことは、風俗と政治が、社会心理を媒介として、隠微なところで結びついてくることを、あざやかに、ものがたっている。

(1) 南博「日本の文化論」、『思想』、一九六三年、一月号、一—一ページ。

(2) 天皇の写真是、明治五年、巡幸の折と、はじめて軍服着用の際に、内田九一が撮影したという(石井研堂『明治事物起源』、増訂版、昭和十八年、四六九ページ)。なお「御真影」は、六年十一月に、諸官省勅任官、各府県庁に下賜されている。

天皇の食生活について、それをモデルあつかいすることは、明治末にもみられる。次の記事は、その一例である。

「畏れ多くも天皇、皇后兩陛下には、毎朝御起床御洗面後、必ずコーヒーを召上るを以て御定例の如くになし給ふよし、」(『時事新報』明治三十九年八月二十一日付)

(5) この論文は、風俗改変のための説得方式を問題にしており、風俗の流行心理的な側面には立ち入らない。ここには、新奇の風俗をとり入れたがる社会心理について、津田眞道が、「貿易權衡論」(『明六雜誌』明治八年一月二六号)で指摘したところを引用するにとどめる。「我邦人ノ内、此心〔新奇を好む心——筆者注〕法度ヲ定メ政令ヲ掌ル所ノ諸大臣ニ尤多シトス……夫レ上之ヲ好メバ下必ズ是ヨリ甚シキアリ。故ニ我帝國一般ノ人民モ漸ク洋風ヲ欽慕シ、洋帽ヲ冠シ、洋服ヲ服シ、洋風ノ家屋ヲ作り、玻璃鏡・扁額・畫圖・椅子・卓机等諸般ノ什具、其他酒菓・飲食ノ物ニ至ルマデ殆ンド家々輸入ノ品物ヲ用ヒザルナキニ至レリ。」

(一橋大学教授)